

令和7年度 伊豆スカイライン 電子レジスター購入契約書

静岡県道路公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、甲が一般自動車道「伊豆スカイライン」で使用する電子レジスターの購入について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量（詳細は仕様書のとおり）

電子レジスター 1式 14台

（2）契約金額 ￥ , , 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税 ￥ , 円）

（3）納入期限

令和7年9月1日

（4）納入場所（詳細は仕様書のとおり）

一般自動車道「伊豆スカイライン」

熱海峠料金所 （田方郡函南町桑原字国見嶽 1400-61） 4台

亀石峠料金所 （伊豆の国市長者原字板橋 1241-65） 4台

天城高原料金所 （伊豆市冷川字大幡野 1524-1444） 4台

冷川料金所 （伊豆市冷川字壺反田 391） 1台

伊豆スカイライン事務所（伊豆の国市長者原字板橋 1241-65） 1台

（納入期限の延長）

第3条 乙は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、甲に納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は納入期限内にしなければならない。

（検査）

第4条 乙は、第2条に規定する機器を納入しようとするときは、その旨を甲に通知し、甲は、納品した日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、全て乙の負担とする。

5 乙は、納入後、令和8年3月末日までの間、甲の正常な管理の下に生じた故障又は発見された隠れた瑕疵について、無償修理又は取替え納入の責任を負うものとする。

(代金の支払い)

第5条 乙は、前条の検査に合格したときは、すみやかに第2条に定める金額を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な請求を受けたときは、請求の日から1月以内に乙が指定した金融機関に請求額を振込むものとする。

(品質の担保)

第6条 乙は、不良品を納入したことが判明したときは、直ちに甲に通知し、機器を交換又は修理しなければならない。

2 乙は、乙が発行する保証書等により、乙が指定する範囲内で、一定期間、無償で修理若しくは交換に応じなければならない。

(損害賠償)

第7条 乙は、不良品を納入したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、納入期限内に履行しないとき、又はこの契約書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。

(取扱説明)

第8条 乙は、機器の納入に関し、甲に機器の取扱いに関する説明を行わなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が、正当な理由なくこの契約に定められた義務を履行しないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(定めのない事項の処理)

第10条 この契約に定めのない事項については、法律の定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番18号
静岡県道路公社
理事長 矢野 弘典

(乙)